

都高P連の総合補償制度のご案内

学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険

近年、生徒をとりまく各種事故案件が年々増加する中、東京都公立高等学校PTA連合会は、東京都公立高等学校長協会と共に生徒達がのびのびとした学校生活をおくれるよう、公的補償制度を補完する目的で平成4年度より本制度を実施しております。

2024年度の加入校は13校、2023年度の事故実績は、事故件数198件、支払保険金約557万円となっております。

本制度は、生徒、保護者および先生を漏れなく補償することを目的に、生徒、PTAの活動を幅広く補償する内容となっており、PTA単位での全員加入としております。

以下に特長をご案内申し上げます。

本制度の特長

1. 生徒一人に対し一日あたり4円程度のわずかな保険料で、生徒のケガ（授業中、クラブ活動中、通学中、PTA行事活動中）、生徒の賠償責任（24時間）、保護者・教職員のケガ（PTA活動中）が補償されます。
2. PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
3. PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償します。
4. 生徒が誤って他人を傷つけたり、他人の物を壊した場合など独立行政法人日本スポーツ振興センターでは給付の対象とならない賠償事故も、24時間補償されます。
また、PTA活動の遂行に伴う賠償責任やPTAが第三者から借用した物を壊した場合の賠償責任も補償されます。
5. 保険金のご請求手続きは簡単です。事故が発生しましたらまずはお電話にてご連絡ください。保険会社から請求方法等についてご案内します。

※このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しい内容については、裏面記載の引受保険会社までお問い合わせください。

東京都公立高等学校PTA連合会
協賛 東京都公立高等学校長協会

この総合補償制度は生徒・保護者・教職員のさまざまな事故を幅広く補償

する制度です。

補 償 の 内 容			補償の範囲	保 險 金 額	保険料	保 險 金 支 払 例	
生 徒	傷 害	 (例)通学途中、自動車にはねられ、ケガをした ・授業中、クラブ活動中のケガ(急激かつ偶然な外来の事故による)だけでなく、登下校中や修学旅行、校内外における部活動(但し、学校長の承認があるもの)PTA行事参加などの間に被ったケガ(急激かつ偶然な外来の事故による)による死亡・後遺障害(事故の日からその日を含めて180日以内)、入院・手術(事故の日からその日を含めて180日以内)、通院(事故の日からその日を含めて180日以内の90日限度)を補償 ・入院・通院では、医師による治療が必要です。 ・日射または熱射を原因とする、熱中症も補償の対象となります。	学校教育活動中 + PTA行事参加中 学校契約 団体傷害保険 + PTA団体傷害保険	死 亡 保 險 金 後 遺 障 害 保 險 金 入 院 保 險 金 (180日限度) 手 術 保 險 金 (1事故1回に限りまず) 通 院 保 險 金 (90日限度)	141万円 障害の程度に応じて死亡保険金の4~100% 日額 1,500円 手術の際の入院の有無によって入院保険金日額の5倍・10倍 日額 1,000円	生徒(保護者分を含む)の年間保険料	(事例1) 校舎の窓から転落し、脳ヘルニアで死亡。 1,410,000円 (事例2) 文化祭準備中、サッカーゴールが倒れてきて顔面骨折。(30日入院、手術10倍、35日通院) 95,000円 (事例3) P T A主催のソフトボール大会の参加中に、熱中症で倒れ入院。(5日入院、3日通院) 10,500円 (事例4) 校内清掃中、ほうきが目に入る。(3日通院) 3,000円 (事例5) 休み時間に教室のドアに指を挟む。(2日通院) 2,000円 (事例6) 下校中に蜂に刺される。(1日通院) 1,000円
	賠 償	 (例)自転車で駐車中の車に接触し、キズをつけた ・日本国内で誤って他人にケガをさせたり、他人の物をこわし、法律上の損害賠償責任を負ったときの補償 ・保険期間中であれば、保険金額内で何度でもお支払いします。 〈ご注意〉 ○けんかによる加害事故 ○けんかによる加害事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされることがあり、補償の対象とならないケースがあります。 ○アルバイト中の事故 ○会社や店での業務に従事中に発生した賠償責任は一般的に使用者である会社側が対応することになります。 ○学校管理下での事故 ○学校管理下での事故は多くの場合、学校側の責任が問われる場合が多く、生徒のみの責任となることは少ないと考えられます。生徒が法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 ○スポーツ中の事故 ○同じスポーツをプレー中の者に対する事故は一般的に賠償責任が発生しないことが多く、補償の対象とならないことがあります。	日常生活全般 (24時間補償) (PTA賠償責任保険)	対 人 ・ 対 物 合 算 (自己負担額)	1 事故 1 億円限度 1 事故 5,000円)		(事例1) 自転車で、横断歩道の歩行者と衝突し死亡させた。 9,291,180円 (事例2) 自転車走行中、交差点でバイクと衝突。相手方に後遺障害が残った。 3,606,261円 (事例3) スキー場にてスキー板を担いで歩行中、駐車中の車のボディに傷をつける。 47,808円 (事例4) 自転車走行中、車と接触しフェンダーに傷を付ける。 415,529円 ※示談交渉は引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。事前に引受保険会社の承認を得ることなく損害賠償を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合はその一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
保 護 者 ・ 教 職 員	傷 害	 (例)PTA主催の野球大会で顔面を打撲した ・日本国内でPTAが主催・共催するすべての行事中に被ったケガ(急激かつ偶然な外来の事故による)による死亡・後遺障害(事故の日からその日を含めて180日以内)、入院・手術(事故の日からその日を含めて180日以内)、通院(事故の日からその日を含めて180日以内の90日限度)を補償 ※実質的にPTA会員が集まった行事であっても、PTAから予めPTAの行事としての承認を得ていない場合は本保険の対象外となります。 - 例)サッカーの試合に、有志が集まって応援に行った。同じ学年の仲のいい親同士が集まって野球教室を開いた。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・入院・通院では、医師による治療が必要です。	PTA行事参加中 (PTA団体傷害保険)	死 亡 保 險 金 後 遺 障 害 保 險 金 入 院 保 險 金 (180日限度) 手 術 保 險 金 (1事故1回に限りまず) 通 院 保 險 金 (90日限度)	141万円 障害の程度に応じて死亡保険金の4~100% 日額 1,500円 手術の際の入院の有無によって入院保険金日額の5倍・10倍 日額 1,000円	1人につき1,400円 (2025年4月1日現在)	(事例1) 保護者がPTA主催のバレーボール大会で、転倒し靱帯損傷(22日入院、39日通院) 72,000円 (事例2) P T A会議へ向かう途中に階段で転倒し足首捻挫(2日通院) 2,000円 (事例3) P T A主催の野球大会で熱中症で倒れ入院(3日入院、2日通院) 6,500円
	賠 償	 (例)総会で使用中の借り物を落として壊した  (例)PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った  (例)PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした 1. 日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、第三者の物をこわし、PTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償 2. 日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品、備品等(保管物)を使用、管理中にこわしたり盗まれたことについて、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償 3. (提供飲食物危険補償) PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償 4. (法律相談・クレーム対応費用補償) PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 弁護士相談・弁護士紹介サービス PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。 ※法律相談・クレーム対応費用補償特約を付帯した場合にご利用いただけます。 (PTA行事への往復途上は対象外です。)	PTA活動の遂行に伴う賠償責任 (PTA賠償責任保険)	対 人 対 物 保 管 物 提 供 飲 食 物 危 険 弁 護 士 費 用	1 名 5,000万円限度 1 事故 5 億円限度 (自己負担額 1 事故 1,000円) 1 事故 5,000万円限度 (自己負担額 1 事故 1,000円) 1 事故 10万円限度 保険期間中 500万円限度 (自己負担額 1 事故 5,000円) 1 名・1 事故/PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。 1 事故 100万円限度 保険期間中 1 億円限度		(事例1) P T A活動中、第三者から借りていたビデオカメラを破損させた。保管物賠償 45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) (事例2) P T Aバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。 400,000円 (事例3) P T Aの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。 弁護士費用 1,000,000円限度 ※示談交渉は引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。事前に引受保険会社の承認を得ることなく損害賠償を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合はその一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

※PTA行事参加中*の傷害については、次の方々が保険の対象となります。
① PTA 会員および生徒 ② PTA 会員の同居の親族 ③ PTA 行事の参加が事前に PTA より認められている方
*PTA 行事とは、日本国内において PTA が企画・立案し、主催するまたは共催する行事で PTA 総会運営委員会など PTA 会則(名称のいかん

を問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

都高P連 総合補償制度 事故発生状況

事故件数・支払額（2023年4月～2024年3月）

- 傷害事故件数 169件 保険金支払額 約 2,362千円（事故1件あたり 約 13,900円）
- 賠償事故件数 29件 保険金支払額 約 3,211千円（事故1件あたり 約 110,700円）

例年、自転車での重大事故が発生しています。（2020年 1,054万円、2016年 1,610万円、2013年 1,581万円の高額賠償額の支払いがありました。）

ケガの事故の特徴

- クラブ練習中、試合中のケガが圧倒的に多い。（骨折、捻挫、打撲、腱損傷等）
- 授業中のケガは体育授業中の捻挫、打撲でクラブ活動中より比較的軽い。
- 通学時は圧倒的に自転車による転倒等のケガで、安全運転で回避できる可能性が高い。

賠償の事故の特徴

- 自転車通学時に歩行者との接触による事故で相手を転倒させてケガをさせる事故が多い。
- 下校した後に自転車運転中の接触事故で自動車や看板を破損する事故も多い。
- 休み時間のキャッチボール中や仲間とふざけあって物を壊したり、ケガをさせてしまう事故。

重要な対応策

- クラブ活動中の傷害事故もさることながら、通学中および帰宅後(帰宅後のご本人のケガは本制度の対象外)の自転車による事故が大きな事故になっていますので注意が必要です。
- 特に、自転車による接触事故では相手方の死亡事故になる案件が発生しており、学校・家庭内での交通ルール遵守、および交通ルール意識の高揚が重要です。
- 自転車の大きな事故になりやすい交通違反は、以下の項目です。

安全不確認、一時不停止、信号無視、前方不注意、交差点進行義務違反

上記項目は全年令中で高校生が一番多く違反をしています。交通ルール絶対遵守で事故が大きく減少します。

高校生だけでなく保護者から一緒に実践していきましょう。

過去の支払事故例

- 自転車通学中に自動車と衝突して死亡（死亡保険金 1,410,000円）
- 自転車通学中に転倒し右目負傷（後遺障害保険金 526,230円）
- サッカー部練習中に相手と接触し肋骨骨折（通院12日 12,000円）
- 通学途中で凍った路面で転倒し足首骨折（入院5日 通院10日 17,500円）
- 学校内でドアに指をぶつけて突き指（通院2日 2,000円）
- 自転車走行中に自動車と接触しフェンダーを傷つけた（賠償保険金 415,529円）
- スキー場でスキー板を担いで歩行中に駐車中の他人の自動車のボディを傷つけた（賠償保険金 47,808円）

など

**ゆっくり走って事故減少！
ゆとりの生活を実践しましょう。**

事故の時の請求方法

●次の内容を保険会社へご連絡ください。

- (1) 東京都公立高等学校PTA連合会（都高P連）総合補償制度のご加入者であること
- (2) 加入高校学校名
- (3) 連絡者名（保護者名、生徒名）
- (4) 事故の内容
（事故発生日時、場所、被害者、加害者、事故原因、被害の程度）

ご連絡いただきました後、その後のすすめ方や事故に関する必要書類をご案内します。
ご連絡先は、加入時に配布させていただきます「加入者カード」またはパンフレットをご覧ください。

●証明書類について

必要書類の中には、下記のように証明を要するものがありますのでご手配ください。

生徒の傷害（ケガ）事故の場合・・・学校長による生徒の教育活動証明
保護者・教職員の事故の場合・・・PTA会長によるPTA活動中の事故証明

●保険金請求時の諸注意

- ①万一事故が発生した場合は、30日以内に保険会社へご連絡ください。
正当な理由なく、事故の日から30日以内にご連絡のない場合などには保険会社がそれによって被った損害の額を削減して保険金が支払われる場合がありますのでご注意ください。
- ②ケガの事故の場合で支払保険金が10万円以下の場合は診断書は原則として不要です。
- ③賠償事故の場合は、賠償責任の有無や過失割合の決定にあたり保険会社の事前同意が必要です。
被害者との示談交渉をすすめるときには、必ず引受保険会社へご相談ください。
- ④賠償事故の場合は、被害状況確認のための写真等をご提出いただく場合があります。

●事故時およびご相談の場合の連絡先

●事故発生時のご連絡先

TEL 0120-222-043（通話料無料）
A I G 損保事故受付センター

●補償内容等に関するお問い合わせ先

株式会社 トータルサポート 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-5-7
YOUビル7F-B

TEL 03-6661-9277

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

P T A団体傷害保険・学校契約団体傷害保険の概要

※補償の詳細については、普通傷害保険の約款をご覧ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金		保険金をお支払いしない場合
P T A団体傷害保険	学校契約団体傷害保険	〈P T A団体・学校契約団体〉共通 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 〈P T A団体のみ〉 ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ 〈学校契約団体のみ〉 ・大学の課外活動中の被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 など
被保険者が日本国内におけるP T A行事参加中（※）に被ったケガについて保険金をお支払いします。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中（※）に被ったケガについて保険金をお支払いします。	
(※)「P T A行事参加中」とは次の間をいいます。 1. 被保険者の所属するP T A（単位P T Aとその単位P T Aが所属し、もしくは構成員となっている組織）の管理下（指揮、監督および指導下）においてPTA行事に参加している間 2. P T A行事に参加（集合から解散まで）するためにP T Aが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中	(※)幼稚園、小学校、中学校、高校の場合「学校の管理下中」とは次の間をいいます。 (学校の種別により異なります。) ・学校の授業中（保育などを含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。) ・在校中 ・教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率するものに限ります。) ・登下校中	
死 亡 保 険 金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入 院 保 険 金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）	
手 術 保 険 金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
通 院 保 険 金	ケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度） (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギブスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	

セットされる特約

細菌性食中毒補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに細菌性食中毒およびウィルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

保険用語のご説明

あ	ウィルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)「細菌性食中毒補償特約」付帯の場合は、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から経過年月や使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額（免責金額）	補償の対象となる事故によって損害が生じた場合に引受保険会社が保険金を支払わない範囲で、保険金の計算にあたって被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は	P T A 役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準じる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

PTA賠償責任保険の概要

※補償の詳細については、PTA特別約款など保険約款をご覧ください。

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈PTA活動（注2）の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。

〈保管物に係わる賠償事故〉

被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物（以下、「保管物」といいます。）が損壊・紛失または盗まれたとき。

※1 事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償（管理者賠償責任補償）	保険期間中にPTA管理下（注1）において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ＜PTA活動（注2）に伴う損害賠償責任＞ PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物（以下、「保管物」といいます。）が損壊、紛失、または盗まれたとき。 ●被保険者の範囲 ＜PTA活動に伴う損害賠償責任＞ PTAまたはPTA役員 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ PTA ●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ①損害賠償金（注）損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用 ●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額＝上記①の損害賠償金＋上記②③④の各費用－自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。 ＜PTA活動に伴う損害賠償責任＞ 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ 1回の事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額×（保険金額÷①の損害賠償金）	＜PTA活動（注2）に伴う損害賠償責任＞＜保管物に係わる損害賠償責任＞共通 ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など ＜PTA活動（注2）に伴う損害賠償責任＞のみ ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任（提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。） ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。） など ＜保管物に係わる損害賠償責任＞のみ ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など
提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置（飲食物の回収・交換・廃棄など）に関する費用はお支払いの対象外となります。 ●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。	・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉（法律相談・クレーム対応費用補償特約）

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
法律相談・クレーム対応費用補償特約	保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。 ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。 ②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。 （※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 （※2）退任した役員を含みます。 ●お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。 ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。 なお、顧問料は含みません。 （※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。 （※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。	・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 など

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。
ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

〈児童・生徒の日常生活に起因する賠償事故〉（児童・生徒賠償責任補償条項）

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
児童・生徒賠償責任補償条項	保険期間中に、日本国内において、児童・生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。 ●被保険者の範囲 ①PTAの児童・生徒 ②①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族 ●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、1回の事故につき、ご契約の児童・生徒賠償保険金額を限度とします。	・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等の付帯補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合がありますので、ご契約前にその点をご理解いただいた上でご加入をご検討下さい。

● 保険期間

4月加入：2025年4月1日（火）午後4時より2026年4月1日（水）午後4時まで
7月加入：2025年7月1日（火）午後4時より2026年7月1日（水）午後4時まで

● 保護者の手続き：保険料は所属PTAへ払込みください。

払込み方法はPTAから案内されます。

● 各PTAの加入手続

各単位PTAごとでの全員加入ですので、各単位PTAごとに加入を決定します。
ご加入決定の場合、保険料の払込みは各単位PTAごとにとりまとめ、都高P連に払い込むことになります。

○この保険契約の保険料につきましては、ご契約期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料との差額を各PTA単位で精算させていただきます。

申込手続期間

4月加入：2025年2月3日（月）より2025年3月21日（金）まで
7月加入：2025年2月3日（月）より2025年6月13日（金）まで

- ① 別紙加入申込書に、必要事項記入の上、事務局までFAXをお願いします。
また申込書は、別途郵送をお願いします。
- ② 会員数の保険料（1,400円×人数）を別紙記載の締切期日までに、お振り込みください。

● 制度についてのお問合せ窓口

東京都公立高等学校PTA連合会

〒167-0052 杉並区南荻窪4-29-10 田丸ビル501 TEL 03-5941-5067 FAX 03-5941-5068

※原則として各単位PTAの代表を通じてご相談ください。

● 共同保険について

幹事保険会社：AIG損害保険株式会社

非幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、各保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。
AIG損害保険株式会社は幹事保険会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っています。（引受割合等、詳しくは、幹事保険会社へお問い合わせください。）

氷事故が発生したときの手続き

(PTA団体傷害保険・学校契約団体傷害保険)

事故が発生した場合には、30日以内に引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (ご注意)
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することがあります。
 2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
 3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

(PTA賠償責任保険)

事故が発生した場合には、引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）

- (ご注意)
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
 2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
 3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

● 事故発生時のご連絡先

TEL 0120-222-043 (通話料無料)

AIG 損保事故受付センター

● 問い合わせ先

● 引受保険会社 AIG 損害保険株式会社 (幹事保険会社)

東京第三プロチャネル営業部
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
神谷町MTビル 15F

TEL: **03-5401-3570**

(午前9:00~午後5:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

● 取扱代理店 株式会社トータルサポート

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-5-7
YOUビル 7F-B

TEL: **03-6661-9277**

(午前9:00~午後5:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

● このパンフレットは、制度の概要をご説明したものです。詳しくは、引受保険会社へお問い合わせください。

また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）を必ずご覧ください。

● 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

● 加入者カードは大切に保管ください。また、2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、引受保険会社にご照会ください。